

## 〈財形年金預金規定〉

### 1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、契約の証を発行し、預入れの残高を年1回以上通知します。

### 2. (預金の種類、継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6ヵ月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3ヵ月前の応当日を「年金元金計算日」とします。  
また、年金元金計算日前1年毎の年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 預入れの預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。  
ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、年金元金計算日を満期日とする1口の自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同様とします。)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含みます。)は、満期日が到来したものとし、これらの元利金の合計額をもって、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

### 3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以後5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。  
この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
  - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3ヵ月毎の応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。  
なお、自由金利型定期預金(M型)は預入期間が1年未満のときに作成します。
  - ② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。
  - ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座へ入

## 【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

金します。

(2) 定期預金（継続口）は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。

この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは、「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。

ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合は、残余の支払回数に応じた定期預金（満期支払口）を作成します。

また、当該定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。

(3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

### 4.（利息）

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

#### ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預入日における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

A. 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率

B. 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率

（以下「2年以上利率」といいます。）

#### ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数および預入日における預入期間に応じた当行所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算します。

(2) 利率は、当行所定の日に変更します。

この場合、新利率は変更日以後に預入れられる預金についてその預入日（すでに預入れられている預金については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第3項により解約する場合には、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の①乃至②の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

#### ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算します。

A. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6ヵ月以上1年未満 2年以上利率×20%

## 【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

- |                |            |
|----------------|------------|
| C. 1年以上1年6ヵ月未満 | 2年以上利率×30% |
| D. 1年6ヵ月以上2年未満 | 2年以上利率×40% |
| E. 2年以上2年6ヵ月未満 | 2年以上利率×50% |
| F. 2年6ヵ月以上3年未満 | 2年以上利率×60% |

### ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算します。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| A. 6ヵ月未満     | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6ヵ月以上1年未満 | 約定利率×50%       |

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 5. (預金の解約)

- (1) この預金は当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) やむを得ない事由により、この預金を第3条の支払方法によらず支払う場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約の証とともに当店に提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

(3) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。

① 預金者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為

## 【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

### 6. (退職時等の支払等)

(1) 最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、第2条および第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、第5条第1項と同様の手続きをとってください。

① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。

② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日が到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

(2) 退職等の事由が生じた日以後2年以内に転職等を行った場合には、所定の手続きをすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入することができます。

### 7. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座へ入金します。

### 8. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当店に申出てください。

ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3ヵ月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3ヵ月前応当日までかつ最終預入日までに申出てください。

### 9. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3ヵ月前の応当日の前日までに、当行所定の書面によって当店に申出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。

また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

### 10. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払いが完了した場合は、契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

### 11. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財形年金貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6ヵ月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

12. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後に支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- (1) 第1条第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合
- (2) 定期預入が2年以上されなかった場合  
(法令で定められている場合を除く。)
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合

13. (育児休業等による預入中断時の取扱い)

勤労者が育児休業等を事由とした預入の中断を行う場合は、所定の手続きにより、子が3歳に達するまでは非課税措置を受けながら財形非課税貯蓄を継続できます。

- (1) 育児休業等の期限後の最初の払込がされる日(再開日)に金銭の払込みがなかった場合は、育児休業前の最後の定期預入日から2年以内であっても、育児休業等の終了日後に支払われる利子から課税します。ただし、再開日の前日までに不適合事由が発生した場合を除きます。
- (2) 育児休業等の期間を変更する場合は、期間の終了日(期間を短縮する場合は、短縮した期間の終了日)までに、当行所定の書面により当店に申出てください。

14. (規定等の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月現在)